

定 款

2001年6月28日 株主総会で一部変更

2002年6月27日 株主総会で一部変更

2003年6月27日 株主総会で一部変更

2004年6月29日 株主総会で一部変更

2005年6月29日 株主総会で一部変更

2006年6月29日 株主総会で一部変更

2009年5月 1日 会社法第195条により取締役会
(2009年3月24日)で一部変更

2009年6月26日 株主総会で一部変更

2012年6月28日 株主総会で一部変更

2015年6月26日 株主総会で一部変更

2016年6月28日 株主総会で一部変更

2022年6月24日 株主総会で一部変更

2023年3月 2日 一部変更
(2022年6月24日の一部変更
による附則第1条第3項の規定に
より附則を削除)

2023年6月23日 株主総会で一部変更

2025年6月25日 株主総会で一部変更

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、第一建設工業株式会社と称し、英文では、DAIICHI KENSETSU CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木、建築、軌道等建設工事一式の請負
2. 土木、建築、軌道工事の企画、設計、測量、監理及びコンサルティング
3. 土木、建築、軌道の構造物の調査及び検査
4. 土木、建築、軌道工事用資材の製造販売
5. 不動産の売買、交換、賃貸、仲介及び管理
6. 損害保険代理業
7. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を新潟県新潟市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,100万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

- 2 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、17名以内とする。

- 2 前項のうち、当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任し、この選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 3 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までと

する。

(任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長及び取締役社長各1名を定めることができる。

(執行役員)

第23条 取締役会は、その決議によって、執行役員若干名を置くことができる。

2 執行役員に関する事項については、取締役会において定める執行役員規則による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 前2項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規則）

第27条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第30条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議をもってこれを定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第83期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。